

議案第19号

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市スポーツ施設の用途変更に伴う改正

## 飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1公の施設の使用料(3)スポーツ施設の表稲越運動広場の部を次のように改める。

稲越運動 広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1 夜間照明料 グラウンド 1 時間あたり 1,360円
	ゲートボール場	260	520	520	1,040		

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案										
本則・附則 略 別表第1（第2条関係） 略 別表第2（第2条関係） 1 公の施設の使用料 （1）公民館施設・（2）コミュニティー施設 略 （3）スポーツ施設							本則・附則 略 別表第1（第2条関係） 略 別表第2（第2条関係） 1 公の施設の使用料 （1）公民館施設・（2）コミュニティー施設 略 （3）スポーツ施設										
公の施設 の名称	区分	使用料					備考	公の施設 の名称	区分	使用料					備考		
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間			
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	8:00 — 17:00	18:00 — 22:00				6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	8:00 — 17:00	18:00 — 22:00			
古川トレーニングセンターの部～稲越健康管理センターの部 略							古川トレーニングセンターの部～稲越健康管理センターの部 略										
稲越運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1	夜間照明料 グラウンド 1時間あたり 1,360円	稲越運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1	夜間照明料 グラウンド 1時間あたり 1,360円
	テニスコート (1面あたり)	360	730	730	1,460	730		ニスコート 1時間あたり 410円		ゲートボール場	260	520	520	1,040			
羽根運動広場の部～市営水泳プールの部 略 以下 略							羽根運動広場の部～市営水泳プールの部 略 以下 略										

## 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

飛騨市スポーツ施設の用途変更に伴う改正

### 2 改正の内容

飛騨市稲越運動広場のテニスコートは、スポーツ施設としての機能を果たしていないことから、隣接するゲートボール場を含めたゲートボール場へと拡張整備したことに伴い使用料等を定めるため改正するもの。（別表第2関係）

### 3 施行日 令和3年4月1日